

輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、
輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項
及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和5年3月20日

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 森 正樹

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査期間

令和4年10月5日から令和5年1月18日まで

3 監査対象

行政委員会の事務局（選挙管理委員会事務局・議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局）

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和4年度の事務事業（令和3年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。